

第1章 総括

1 市の概要

- (1) 市制施行 昭和26年4月1日（青梅町、調布村、霞村が合併）
- (2) 市域拡張 昭和30年4月1日（吉野村、三田村、小曾木村、成木村を合併）
- (3) 広 ぼ う 東西17.2キロメートル、南北9キロメートル
- (4) 地 形 関東平野と武蔵野台地の接する扇状台地を形づくる場所にあり、山地と平坦地とに分かれ、市の南部を貫流する多摩川を中心に河岸段丘を形成
- (5) 地 質 山地においては秩父古生層、丘陵と台地は、上層部を関東ローム層、その下を砂礫層が広がっている。
- (6) 面 積 103.31平方キロメートル
- (7) 人口と世帯 人 口 129,241人
 (男 65,066人 女 64,175人)
世 帯 65,984世帯
（令和6年10月1日現在）
- (8) 位 置 都心より約50キロメートル西方で、東経139度16分30秒、北緯35度47分16秒、海拔186.6メートルに位置する。
 （位置は市役所におけるもの）

2 市の財政

(1) 一般会計決算額（歳入）

（単位：千円、％）

区 分	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	決算額	構成比								
1 市 税	19,720,189	28.8	19,400,365	31.3	19,994,706	31.8	20,060,177	31.7	19,761,542	30.4
2 地 方 譲 与 税	289,569	0.4	294,390	0.5	290,850	0.5	293,120	0.5	302,061	0.5
3 利 子 割 交 付 金	24,199	0.0	22,148	0.0	28,577	0.0	32,633	0.0	44,240	0.1
4 配 当 割 交 付 金	116,659	0.2	158,475	0.3	151,642	0.2	173,199	0.3	227,125	0.3
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	135,064	0.2	193,064	0.3	115,844	0.2	185,038	0.3	330,374	0.5
6 法 人 事 業 税 交 付 金	73,145	0.1	249,193	0.4	439,775	0.7	548,752	0.9	579,849	0.9
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,937,690	4.3	3,187,132	5.1	3,237,988	5.2	3,178,747	5.0	3,319,365	5.1
8 ゴルフ場利用税交付金	45,685	0.1	61,228	0.1	59,504	0.1	58,375	0.1	54,621	0.1
9 自動車取得税交付金	23	0.0	1	0.0	12	0.0	2,045	0.0	947	0.0
10 環 境 性 能 割 交 付 金	48,754	0.1	62,732	0.1	69,464	0.1	76,448	0.1	102,071	0.2
11 地 方 特 例 交 付 金	156,261	0.2	274,701	0.4	137,714	0.2	136,571	0.2	707,419	1.1
12 地 方 交 付 税	3,528,799	5.2	4,974,109	8.0	5,219,499	8.3	5,341,632	8.5	5,870,273	9.0
13 交通安全対策特別交付金	19,644	0.0	18,986	0.0	16,928	0.0	14,945	0.0	14,285	0.0
14 分担金および負担金	440,987	0.6	473,110	0.8	447,616	0.7	440,783	0.7	408,076	0.6
15 使用料および手数料	967,238	1.4	966,188	1.6	989,475	1.6	960,798	1.5	953,323	1.5
16 国 庫 支 出 金	25,032,973	36.6	15,677,390	25.3	14,605,496	23.2	13,855,317	21.9	13,429,454	20.7
17 都 支 出 金	8,214,844	12.0	7,584,883	12.2	8,140,531	13.0	7,908,427	12.5	9,081,031	14.0
18 財 産 収 入	139,782	0.2	463,907	0.7	179,276	0.3	81,481	0.1	121,964	0.2
19 寄 付 金	101,369	0.2	37,930	0.1	57,518	0.1	56,121	0.1	56,226	0.1
20 繰 入 金	268,575	0.4	572,105	0.9	501,665	0.8	568,293	0.9	1,934,010	3.0
21 繰 越 金	841,805	1.2	1,814,044	2.9	3,465,907	5.5	3,897,093	6.2	2,174,928	3.3
22 諸 収 入	2,743,195	4.0	3,532,075	5.7	3,453,748	5.5	4,519,816	7.2	3,697,336	5.7
23 市 債	2,591,006	3.8	2,063,215	3.3	1,253,301	2.0	793,714	1.3	1,730,000	2.7
歳 入 合 計	68,437,455	100.0	62,081,371	100.0	62,857,034	100.0	63,183,525	100.0	64,900,520	100.0

(2) 一般会計決算額（歳出）

（単位：千円、％）

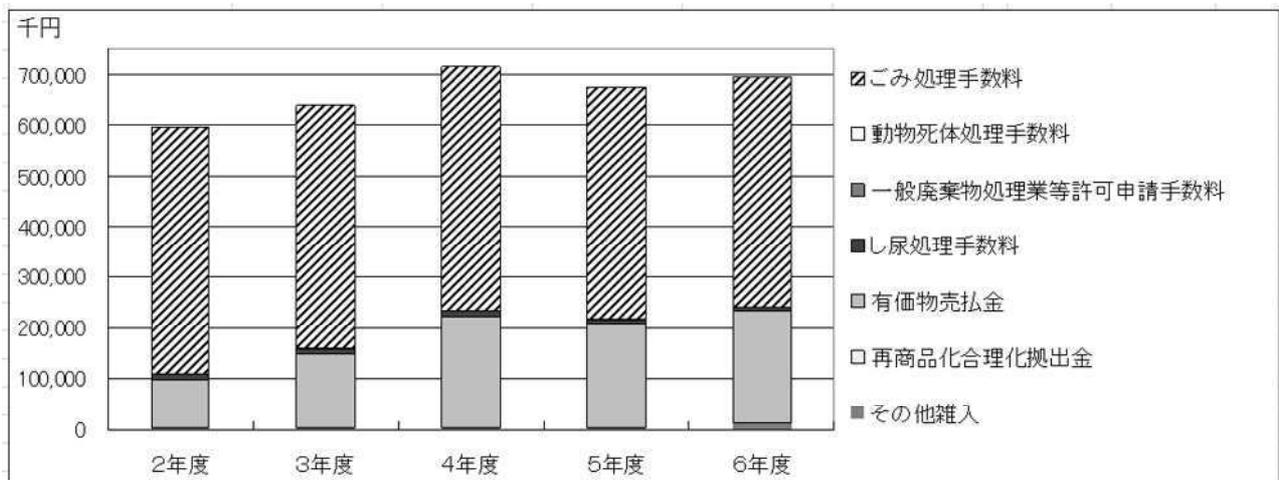
区 分	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	決算額	構成比								
1 議 会 費	398,731	0.6	404,688	0.7	390,353	0.7	378,892	0.7	435,526	0.7
2 総 務 費	5,152,083	7.7	5,392,765	9.2	5,186,881	8.8	5,433,426	9.0	6,015,741	9.6
3 民 生 費	38,405,850	57.6	28,768,763	49.1	27,883,561	47.3	29,648,654	48.6	30,477,318	48.5
4 衛 生 費	5,530,734	8.3	6,321,949	10.8	7,358,949	12.4	6,309,440	10.3	5,812,617	9.3
5 労 働 費	10,906	0.0	10,435	0.0	9,760	0.0	10,557	0.0	10,723	0.0
6 農 林 水 産 業 費	363,232	0.5	241,222	0.4	234,408	0.4	260,607	0.4	316,663	0.5
7 商 工 費	933,459	1.4	541,861	0.9	707,071	1.2	669,619	1.1	444,889	0.7
8 土 木 費	3,276,143	4.9	2,786,575	4.7	3,847,614	6.5	3,845,774	6.3	4,875,153	7.8
9 消 防 費	1,765,118	2.7	1,747,949	3.0	1,861,243	3.2	1,736,036	2.9	1,969,366	3.1
10 教 育 費	6,300,944	9.5	5,614,920	9.6	6,081,409	10.3	6,269,842	10.2	6,655,098	10.6
11 災 害 復 旧 費	305,515	0.5	90,728	0.2	5,974	0.0	10,381	0.0	34,326	0.1
12 公 債 費	3,005,982	4.5	3,098,154	5.3	3,105,846	5.3	3,068,685	5.0	3,065,083	4.9
13 諸 支 出 金	1,174,964	1.8	3,595,454	6.1	2,286,873	3.9	3,366,684	5.5	2,666,137	4.2
歳 出 合 計	66,623,661	100.0	58,615,463	100.0	58,959,941	100.0	61,008,597	100.0	62,778,640	100.0

(3) 廃棄物処理の決算状況

ア 歳入（主な清掃手数料等）

（単位：円）

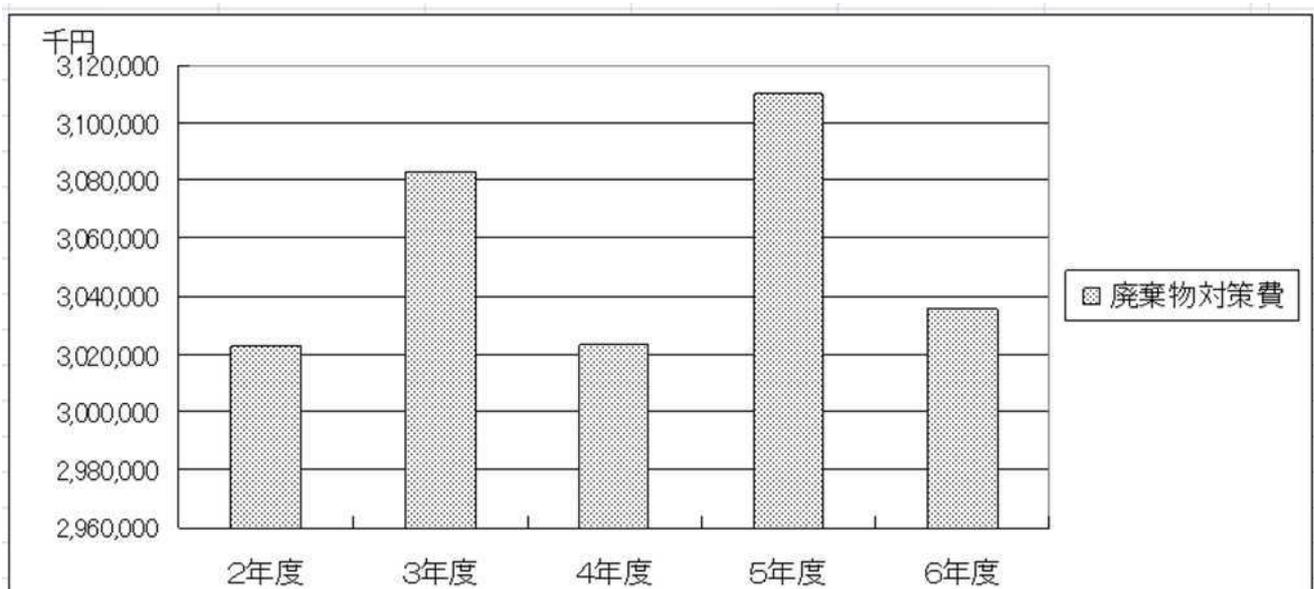
区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ごみ処理手数料	487,515,516	480,214,121	482,306,431	457,774,316	452,526,329
動物死体処理手数料	790,000	732,000	750,000	742,000	688,000
一般廃棄物処理業等許可申請手数料	255,000	480,000	210,000	465,000	240,000
し尿処理手数料	9,695,050	7,498,950	8,320,450	7,826,750	8,341,650
有価物売払金	95,458,799	146,908,739	220,539,375	205,160,558	220,407,521
再商品化合理化拠出金	184,614	0	0	136,422	582,504
その他雑入	2,376,897	2,064,384	2,557,243	2,362,946	10,725,495
計	596,275,876	637,898,194	714,683,499	674,467,992	693,511,499



イ 歳出（清掃費）

（単位：円、%）

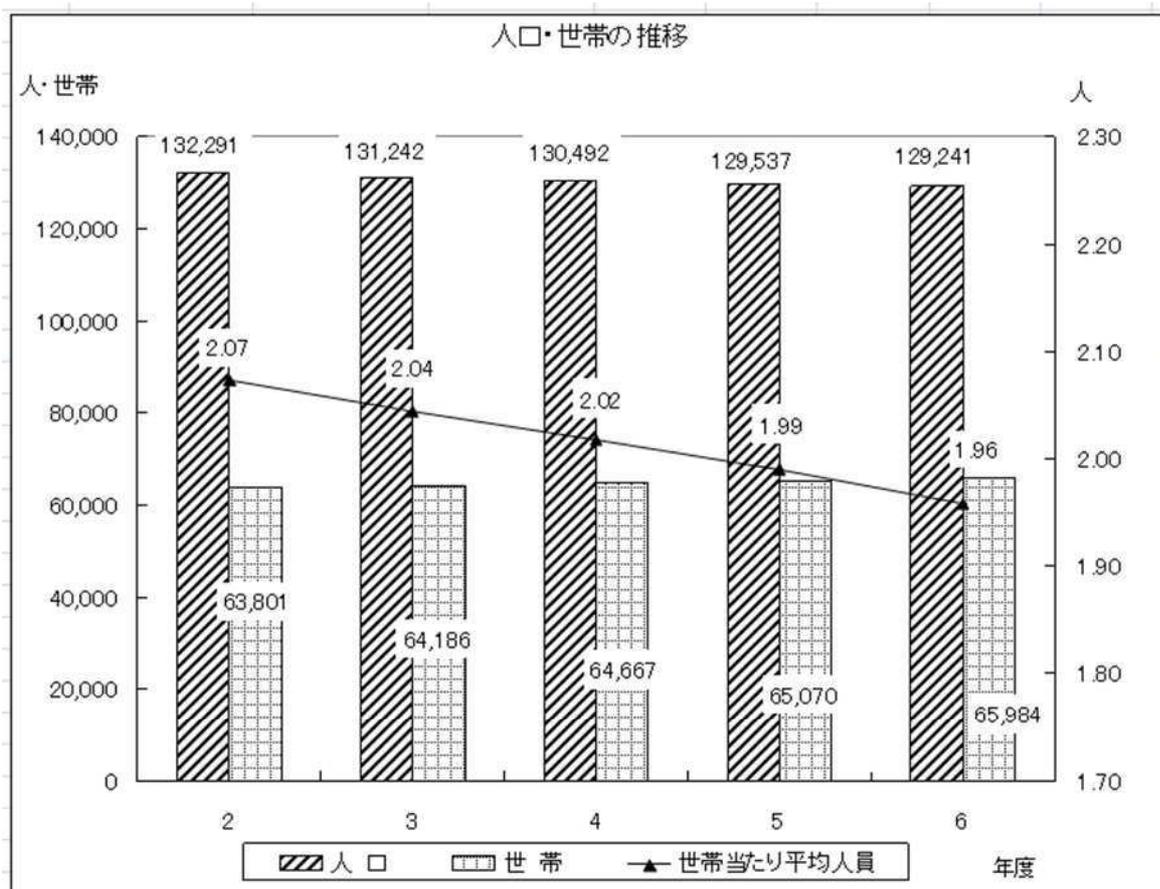
区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
廃棄物対策費	3,022,417,167	3,083,078,583	3,022,953,123	3,110,093,678	3,035,258,163
一般会計（歳出）	66,623,391,240	58,615,463,466	58,959,941,452	61,008,597,476	62,778,640,395
一般会計に占める 清掃費の割合	4.5	5.3	5.1	5.1	4.8



3 人口、世帯の推移（各年10月1日現在）

（単位：人、世帯）

年 度	人 口	世 帯	世帯当たり平均人員
2	132,291	63,801	2.07
3	131,242	64,186	2.04
4	130,492	64,667	2.02
5	129,537	65,070	1.99
6	129,241	65,984	1.96



4 廃棄物行政の組織および事務分掌

(単位：人)

環境部	環境政策課	清 掃 リ サ イ ク ル 課	ごみ減量推進係	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物（一般廃棄物に限る。以下同じ。）処理対策の企画、推進および啓発等に関すること ○廃棄物減量等推進審議会に関すること ○環境美化指導員および環境美化推進員に関すること ○廃棄物の共同処理に関すること ○再生資源集団回収事業に関すること ○美化デー等に関すること ○課内の庶務に関すること 	一般事務 4	課長 1 一般事務 13 （うち係長 4） 再任用事務系 1 再任用技能労務 7 合計 22
			清掃係	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物（粗大ごみを除く）の収集・運搬に関すること ○家庭系廃棄物の排出指導に関すること ○廃棄物の処理手数料の調定および徴収に関すること ○事業系廃棄物に対する清掃指導に関すること ○大規模建築物等の廃棄物保管場所等の設置に関すること ○一般廃棄物処理業に関すること ○浄化槽の維持管理に関すること ○し尿処理施設に関すること 	一般事務 5	
			収集指導係	<ul style="list-style-type: none"> ○粗大ごみの収集、運搬に関すること ○動物の死体の処理に関すること ○不法投棄（他の所管に属するものを除く。）の処理に関すること 	一般事務 2 再任用職員 7	
			リサイクルセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクルセンターの管理、運営に関すること ○燃やさないごみ等の処理と再資源化に関すること ○資源有価物の処分に関すること ○リサイクルセンターの事務全般に関すること 	一般事務 2 再任用職員 1	
			公園緑地課			
	下水道課					

(令和6年4月1日現在)

青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例（平成5年条例第15号。以下「条例」という。）第28条第1項の規定にもとづき、一般廃棄物の処理計画を次のとおり告示する。

令和6年4月1日

青梅市長 大勢待 利 明

- 1 施行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 施行区域 青梅市全域
- 3 一般廃棄物の排出予定 (単位：トン)

区 分	排 出 予 定 量
燃 や す ご み	25,260
燃 や さ な い ご み	941
容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み	1,498
粗 大 ご み	1,298
せ ん 定 枝	454
有 害 ご み (乾電池、蛍光管、スプレー缶、ライター)	91
ペ ッ ト ボ ト ル	488
ビ ン	623
カ ン	289
陶 磁 器	165
ガ ラ ス	50
新 聞	649
雑 誌 ・ 雑 紙	1,169
ダ ン ボ ー ル ・ 紙 パ ッ ク	813
繊 維	589

かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト	18	
廃食用油	2	
小型家電	3	
し尿および 浄化槽汚泥	し尿 浄化槽汚泥	915 1,936
動物の死体	729 (体)	
市外に搬出処理される事業系一般廃棄物	891	

4 一般廃棄物処理予定

(1) 収集運搬計画

(単位：トン)

区 分	処 理 予 定 量	
燃 や す ご み	25,260	
燃 や さ な い ご み	941	
容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み	1,498	
粗 大 ご み	1,298	
せ ん 定 枝	454	
有 害 ご み (乾電池、蛍光管、スプレー缶、ライター)	93	
ペ ッ ト ボ ト ル	488	
ビ ン	623	
カ ン	289	
陶 磁 器	190	
ガ ラ ス	70	
新 聞	649	
雑 誌 ・ 雑 紙	1,169	
ダ ン ボ ー ル ・ 紙 パ ッ ク	813	
繊 維	589	
かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト	18	
廃食用油	2	
小型家電	3	
し尿および 浄化槽汚泥	し尿 浄化槽汚泥	915 1,936
動物の死体	729 (体)	

市外に搬出処理される事業系一般廃棄物	891
市外から搬入処理する事業系一般廃棄物	100

備考 処理予定量については、年間の予定量とした。

(2) 中間処理および処分計画

ア 燃やすごみ

(ア) 処理施設

- a 施設名 西多摩衛生組合
- b 所在地 東京都羽村市羽4235番地
- c 形式 全連続燃焼式流動床炉
- d 能力 480トン/日 (160トン/日×3炉)
- e 組織団体 青梅市、福生市、羽村市および瑞穂町

(イ) 廃棄物搬入者および搬入予定量 (単位：トン)

廃棄物搬入者	搬入予定量
委託業者	20,071
自己搬入	5,189
合計	25,260

(ウ) 残さ予定量および処分方法

- a 残さ(残灰等) 予定量 2,147トン
- b 処分方法 東京たま広域資源循環組合が設置した最終処分場でエコセメント化

(エ) 御岳山については、青梅市設置(3か所4台)の生ごみ処理機にて地元自治会に管理委託し処理

- a 総処理量 16トン
- b 機種 乾燥式 MS-N120G型
- c 能力 約200キログラム/日

イ 燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみおよび粗大ごみ

(ア) 処理施設

- a 施設名 青梅市リサイクルセンター
- b 所在地 東京都青梅市新町6丁目9番地の1
- c 能力 48.82トン/日

(イ) 廃棄物搬入者および搬入予定量 (単位：トン)

廃棄物搬入者	搬入予定量
直営および委託業者	2,727
一般廃棄物収集・運搬許可業者	12
粗大ごみ持込み	998
合計	3,737

(ウ) その他

選別処理後のプラスチック容器包装類は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に定められた方法により処理する。

粗大ごみの中で再生可能なものは、シルバー人材センターリサイクル事業所において再生および販売する。

ウ せん定枝

粗大ごみおよび直接持込みとして回収 454トン

エ 有害ごみ

(イ) 廃棄物搬入者および搬入予定量 (単位：トン)

廃棄物搬入者	搬入予定量
委託業者	88
直接持込み	3
合計	91

(イ) 処理方法（委託）

a 乾電池

施設名 野村興産株式会社 イトムカ鋳業所

所在地 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1

b 蛍光管

施設名 野村興産株式会社 イトムカ鋳業所

所在地 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1

c スプレー缶

施設名 長沼商事株式会社

所在地 埼玉県所沢市林一丁目306番地の7

d ライター

施設名 長沼商事株式会社

所在地 埼玉県所沢市林一丁目306番地の7

e 陶磁器

施設名 ガラスリソーシング株式会社

所在地 千葉県銚子市春日町740番地の1

f ガラス

施設名 ガラスリソーシング株式会社

所在地 千葉県銚子市春日町740番地の1

オ ペットボトル

資源物として回収 488トン

ペットボトルは、容器包装リサイクル法に定められた方法により処理する。

カ ビン、カン、陶磁器、ガラス、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パック、繊維、かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト、廃食用油および小型家電

資源物として回収 4,370トン

ビンについては、容器包装リサイクル法に定められた方法により処理する。小型家電については、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に定められた方法により処理する。

キ し尿

処理施設

(ア) 施設名 青梅市し尿処理場

(イ) 所在地 東京都青梅市黒沢1丁目697番地

(ウ) 処理方法 高負荷膜分離処理

(エ) 能力 18キロリットル／日

(オ) 搬入団体 青梅市、福生市、羽村市および瑞穂町

ク 動物の死体

処理施設

(ア) 施設名 青梅市火葬場内動物炉

(イ) 所在地 東京都青梅市長淵5丁目743番地

(ウ) 形式 5号廃棄物焼却炉 富士式動物火葬炉

直上再燃焼室付台車式 F B N O O W 1

(エ) 能力 53キログラム／時間

(オ) 処理方法 占有者または管理者が自らの責任で行うもののほか、火葬により処分する。

ケ 市外に搬出処理される事業系一般廃棄物 (単位：トン)

処理施設名	所在地	一般廃棄物の種類	搬出予定量
オリックス資源循環(株)寄居工場	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地	木くず、紙くず、動物性残さ、脱水汚泥、し渣	239
バイオエナジー(株)	東京都大田区城南島3丁目4番4号	食品廃棄物	10
(株)Jバイオフードリサイクル	神奈川県横浜市鶴見区末広町2丁目1番5	厨芥	4
(株)アイル・クリーンテック	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字大谷328番地	給食残さ	179
(株)アクト・エア総合リサイクルセンター	神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地	厨芥、紙くず	99
よりいコンポスト(株)	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字大谷352番地	脱水汚泥	73
(株)エコワスプラント	東京都西多摩郡日の出町平井34番地1	木くず	5
ニューエナジーふじみ野(株)	埼玉県ふじみ野市駒林1033番地1	食品廃棄物	42

(株) 西東京リサイクルセンター	東京都羽村市緑ヶ丘3丁目3番地3	食品廃棄物	182
比留間運送(株) 伊奈平工場	東京都武蔵村山市伊奈平3丁目25番地の5	厨芥、木くず、紙くず	58

コ 市外から搬入処理する事業系一般廃棄物 (単位：トン)

処理施設名	所在地	一般廃棄物の種類	搬出予定量
青南建設(株) 青梅工場	東京都青梅市新町6丁目8番地の7	木くず	100

5 分別収集する一般廃棄物の種類、収集方法等

区分		対象	収集方法	収集回数 (地区別の収集日程は、別表第1のとおり)	備考
燃 や す ご み	一般家庭	全世帯	(1) 戸別収集を原則とする。ただし、備考(1)に掲げる地域等においては、集積場所から収集する。 (2) 前号の収集方法にかかる排出方法および排出場所は、備考(2)のとおりとする。	土曜日および日曜日を除き週2回収集	届出は、必要としない。御岳山は週1回収集する。
	事業者	排出量が 日量45 リットル 以下の事業者	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き週2回収集	御岳山は、週1回収集する。
	事業者	排出量が 日量45 リットル を超える事業者	収集対象外		一般廃棄物管理票により、自らまたは他に委託して西多摩衛生組合に搬入する。

燃 や な い ご み	一 般 家 庭	全 世 帯	一 般 家 庭 に お け る 燃 や す ご み の 収 集 方 法 に 同 じ	土 曜 日 お よ び 日 曜 日 を 除 き 月 1 回 収 集	届 出 は、 必 要 と し な い。
	事 業 者	排 出 量 が 日 量 4 5 リ ッ ト ル 以 下 の 事 業 者	一 般 家 庭 に お け る 燃 や す ご み の 収 集 方 法 に 同 じ	土 曜 日 お よ び 日 曜 日 を 除 き 月 1 回 収 集	御 岳 山 は、 月 1 回 収 集 す る。
容 器 包 装 プ ラ ス チ ク ご み	一 般 家 庭	全 世 帯	一 般 家 庭 に お け る 燃 や す ご み の 収 集 方 法 に 同 じ	土 曜 日 お よ び 日 曜 日 を 除 き 月 3 回 ~ 4 回 収 集	届 出 は、 必 要 と し な い。
	事 業 者	排 出 量 が 日 量 4 5 リ ッ ト ル を 超 え る 事 業 者	収 集 対 象 外	土 曜 日 お よ び 日 曜 日 を 除 き 月 3 回 ~ 4 回 収 集	御 岳 山 は、 月 3 回 ~ 4 回 収 集 す る。
		排 出 量 が 日 量 4 5 リ ッ ト ル を 超 え る 事 業 者	収 集 対 象 外		

粗大ごみ	全世帯	電話予約による戸別収集またはリサイクルセンターへの直接搬入	随時	
せん定枝	全世帯	電話予約による戸別収集またはリサイクルセンターへの直接搬入	随時	ごみ減量、資源の有効利用を図る。
有害ごみ 乾電池 蛍光管 スプレー 缶 ライター	一般家庭	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ、または、リサイクルセンターへの直接搬入	土曜日および日曜日を除き週1回収集	
	事業者	全事業者	収集対象外	乾電池、蛍光管は、一般廃棄物管理票により、自らまたは他に委託してリサイクルセンターに搬入する。
ペットボトル	全世帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き週1回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。

ビ ン	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月に2回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
カ ン	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月に2回～3回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
陶 磁 器	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ、または、リサイクルセンターへの直接搬入	土曜日および日曜日を除き月に2回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
ガ ラ ス	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ、または、リサイクルセンターへの直接搬入	土曜日および日曜日を除き月に2回～3回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
新 聞 雑 誌 ・ 雑 紙 ダンボール・ 紙 パ ッ ク 織 維 かばん・靴・ぬ いぐるみ・ベ ル ト	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月1回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。

廃食用油	全世帯	リサイクルセンターへの直接搬入	随時	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。	
小型家電	全世帯	拠点回収 市役所、各市民センター、リサイクルセンター、住友金属鉦山アリーナ青梅（総合体育館）に設置した回収ボックスから回収する。	随時	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。	
し 尿	占有者（一般加入者）	市長に届出をしたもの	バキューム車による戸別収集	原則として20日に1回	山間部等で収集不可能な地域は、収集対象から除外する。
	特殊占有者（大口加入者）	市長に届出をしたもの	バキューム車による戸別収集	原則として30日に1回	浄化槽（放流式）は、収集対象から除外する。
動物の死体	全世帯	占有者または管理者が自らの責任で行うもののほか、申込みが認められる場合や路上等発生場所で市が収集する。	随時	飼い主のいる場合は、市で手続後、指定の場所へ持ち込む。ただし、火葬炉に入るものに限る。	

市外に搬出処理される事業系一般廃棄物		収 集 対 象 外		
--------------------	--	-----------	--	--

備考

- (1) 集積場所における収集を行う地域等
- ア 地形的に戸別収集が困難な地域
 - イ 共同住宅、長屋、寄宿舍等2戸以上が集合する建築物（市長が居住者等と協議の上、戸別収集が可能と確認した建築物を除く。以下「共同住宅等」という。）
 - ウ 条例第62条第1項に規定する大規模建築物（以下「大規模建築物」という。）
- (2) 戸別収集（粗大ごみ、せん定枝およびし尿を除く。）および集積場所による収集にかかる排出方法および排出場所
- ア 排出方法

区 分	排 出 方 法	
燃 や す ご み 燃 や さ な い ご み 容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み	市の指定収集袋に入れて排出する。	
有 害 ご み	透明または半透明の袋に入れて排出する。	
ペ ッ ト ボ ト ル ビ ン ・ カ ン 陶 磁 器 ・ ガ ラ ス	バケツ、箱等の容器に入れて排出する。割れたガラスは透明または半透明の袋に入れてから、バケツ、箱などの容器に入れて排出する。	状況によっては、別記様式による文書を見やすい位置に添える方法等により、市が収集するものである旨を明示するものとする。
新 聞 雑 誌 ・ 雑 紙 ダンボール・紙パック	ひもで束ねて、または紙袋に入れて排出する。	
織 維 か ば ん ・ 靴 ・ ぬ い ぐ る み ・ ベ ル ト	透明または半透明の袋に入れて排出する。	

イ 排出場所

収 集 方 法		排 出 場 所
戸 別 収 集		民有地と公道との境界付近における民有地側の部分
集 積 場 所 にお け る 収 集	地形的に戸別収集が困難な地域	該当居住者が協議の上位置を定め、市長が収集可能と確認した場所（別表第2のとおり）
	共同住宅等	当該共同住宅等の敷地である民有地と公道との境界付近の民有地側の部分で、市長と該当共同住宅等の居住者等が協議の上、市長が収集可能と確認した場所
	大規模建築物	青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例（平成16年条例第38号）第21条の規定により市長と締結した協定の内容にもとづき、条例第62条第1項に規定する建設者が設置した同項に規定する廃棄物の保管場所等（別表第3のとおり）

- (3) 条例第30条および第30条の3に規定する所定の場所は、前記(2)イの排出場所とする。
- (4) 天候の異変その他やむを得ない理由がある場合は、収集回数等を変更することがある。
- (5) 一般廃棄物の処理を市長に届出し、または申請したものであっても、条例第10条の規定にもとづき、当該一般廃棄物を自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、市長の指示する方法に従わなければならない。
- (6) 市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内の量のものとし、市長が必要に応じて指示する。
- (7) 適正処理困難物については、市では収集しない。
- (8) 一般家庭については、市長が認めた施設を含む。

6 条例第30条の3に規定する特定資源物

条例第30条の3に規定する特定資源物は、ペットボトル、ビン、カン、陶磁器、ガラス、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パック、繊維およびかばん・靴・ぬいぐるみ・ベルトとする。

7 条例第30条の3に規定する市長が指定する者

条例第30条の3に規定する市長が指定する者は、市から同条に規定する特定資源物の収集または運搬を受託した者とする。

8 一般廃棄物の収集・運搬方式

処 理 の 区 分	収 集 ・ 運 搬 方 式	
燃 や す ご み	委 託	
燃 や さ な い ご み		
容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み		
粗 大 ご み	直 営	
せ ん 定 枝	委 託	
有 害 ご み (乾電池、蛍光灯、スプレー缶、ライター)	委 託	
ペ ッ ト ボ ト ル		
ビ ン		
カ ン		
陶 磁 器		
ガ ラ ス		
新 聞		
雑 誌 ・ 雑 紙		
ダ ン ボ ー ル ・ 紙 パ ッ ク		
繊 維		
か ば ん ・ 靴 ・ ぬ い ぐ る み ・ ベ ル ト		
廃 食 用 油		直 営
小 型 家 電		直 営
し 尿	し 尿	委 託
	浄 化 槽	許 可
動 物 の 死 体	直 営 委 託	

別表第1（第5項関係）

1 燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみ、有害ごみ、資源物（ビン・カン・ペットボトル・陶磁器・ガラス）の収集日

地区名	該当地区	区分	収集曜日
青 梅 地 区	勝沼1～3丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
	西分町1～3丁目	燃やさないごみ	毎月第1水曜日
	住江町	容器包装プラスチックごみ	毎月第2週目以降の水曜日
	本仲町	有害ごみ	毎週水曜日
	上森町	資源物（ペットボトル）	毎週水曜日
	裏宿町		
	天ヶ瀬町	資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5週の水曜日
	滝ノ上町		
長 淵 地 区	大柳町		
	日向和田1～3丁目	資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の水曜日
	駒木町1～3丁目 長淵1～9丁目 友田町1～5丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第1火曜日
		容器包装プラスチックごみ	毎月第2週目以降の火曜日
		有害ごみ	毎週火曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週火曜日
資源物（カン・ガラス）		毎月第1・3・5週の火曜日	
資源物（ビン・陶磁器）		毎月第2・4週の火曜日	

長 淵 地 区	千ヶ瀬町 1～6 丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第1水曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の水曜日
		有害ごみ	毎週水曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週水曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の水曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週 の水曜日
大 門 地 区	吹 上 野上町 1～4 丁目 大門 1～3 丁目 塩 船 谷 野 木野下 1・2 丁目 今寺 1～5 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第1月曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の月曜日
		有害ごみ	毎週月曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週月曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の月曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週 の月曜日
梅 郷 地 区	畑中 1～3 丁目 和田町 1・2 丁目 梅郷 1～6 丁目 柚木町 1～3 丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第1火曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の火曜日
		有害ごみ	毎週火曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週火曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の火曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週 の火曜日

沢井地区	二俣尾 1 ~ 5 丁目 沢井 1 ~ 3 丁目 御岳本町 御岳 1・2 丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 火曜日
		容器包装プラスチックごみ	毎月第 2 週目以降の火曜日
		有害ごみ	毎週火曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週火曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の火曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週の火曜日
御岳山地区	御岳山	燃やすごみ	毎週金曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 金曜日
		容器包装プラスチックごみ	毎月第 2 週目以降の金曜日
		有害ごみ	毎週金曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週金曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の金曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週の金曜日
小曾木地区	富岡 1 ~ 3 丁目 小曾木 1 ~ 5 丁目 黒沢 1 ~ 3 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 水曜日
		容器包装プラスチックごみ	毎月第 2 週目以降の水曜日
		有害ごみ	毎週水曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週水曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の水曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週の水曜日

成 木 地 区	成木 1 ~ 8 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第1金曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の金曜日
		有害ごみ	毎週金曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週金曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の金曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の 金曜日
東 青 梅 地 区	東青梅 1 ~ 6 丁目 根ヶ布 1・2 丁目 師岡町 1 ~ 4 丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第1金曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の金曜日
		有害ごみ	毎週金曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週金曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の金曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の 金曜日
新 町 地 区	新町 1 ~ 9 丁目 末広町 1・2 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第1木曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の木曜日
		有害ごみ	毎週木曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週木曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の木曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の 木曜日

河 辺 地 区	河辺町 1 ~ 10 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第1木曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の木曜日
		有害ごみ	毎週木曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週木曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の木曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週 の木曜日
今 井 地 区	藤橋 1 ~ 3 丁目 今井 1 ~ 5 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第1月曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の月曜日
		有害ごみ	毎週月曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週月曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の月曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週 の月曜日

2 新聞、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パック、繊維およびかばん・靴・ぬいぐるみ・ベルトの収集日

地 区 名	区 分	収 集 曜 日
御岳山地区を除く全地区	新聞	毎月第1水曜日
	雑誌・雑紙	毎月第2水曜日
	ダンボール・紙パック	毎月第3水曜日
	繊維、かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト	毎月第4水曜日
御 岳 山 地 区	新聞	毎月第1金曜日
	雑誌・雑紙	毎月第2金曜日
	ダンボール・紙パック	毎月第3金曜日
	繊維、かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト	毎月第4金曜日

3 前記1および2に規定する収集日において当該収集日程にかかる一般廃棄物を排出しようとする者は、午前8時までこれを排出しなければならない。

別表第2（第5項関係）

地形的に戸別収集が困難な地域における集積場所として市長が収集可能と確認した場所

地区名	集積場所
青梅地区	勝沼2丁目345番地、387番地 裏宿町733番地 天ヶ瀬町1070番地 日向和田2丁目930番地
長淵地区	駒木町1丁目732番地 友田町2丁目677番地、728番地
大門地区	吹上250番地の3 木野下2丁目281番地
小曾木地区	黒沢2丁目985番地の1
成木地区	成木7丁目668番地
東青梅地区	根ヶ布1丁目687番地

備考 上記の場所は、青梅市環境部清掃リサイクル課の窓口において地図を備え、閲覧に供するものとする。

別表第3（第5項関係）

大規模建築物における保管場所等一覧表

地区名	所在地（名称）
青梅地区	住江町4番地の8（日神パレステージ青梅住江町） 住江町6番地（パテラスクエア青梅） 本町117番地の6（クレアメゾン青梅）
大門地区	大門3丁目4番地の1（モダンインプレス） 野上町2丁目17番地の1（レオパレスエスペランサ野上） 野上町3丁目26番地の5（フォレストフィールドのがみ） 野上町4丁目4番地の6（コスモス） 野上町4丁目5番地の4（グランツ河辺野上町） 野上町4丁目6番地の1（グランティアレ） 野上町4丁目14番地の3（レーヴステージ河辺） 今寺4丁目13番地の7（エスポワール） 今寺5丁目10番地の8（アンジュ東原Ⅰ・Ⅱ）
東青梅地区	東青梅3丁目11番地の10（アイディーコート東青梅） 東青梅4丁目12番地の3（レオパレスプラシード） 東青梅4丁目13番地の8（東青梅4丁目アパート） 東青梅4丁目20番地の3（アンブルールフェールグラ ンドキャスケード） 東青梅5丁目8番地の1（アンビシャス河辺） 東青梅5丁目13番地の1（クリオ河辺） 東青梅5丁目15番地の12（クレイノドミール青梅） 東青梅5丁目16番地の4（レオパレスことぶき）
新町地区	新町1丁目8番地の2（青梅学園） 新町1丁目25番地の14（センチュリー青梅新町） 新町3丁目3番地の5（サンクレイドル小作） 新町3丁目49番地の1（レクセル小作パークス） 新町5丁目37番地の19（レオパレスフラックス） 新町6丁目16番地の2の一部（DPL青梅）

	新町 8 丁目 6 番地の 2 5 (クレーレ小作) 新町 9 丁目 2 0 1 6 番地の 1 2 (ヴェレーナ青梅新町) 末広町 2 丁目 8 番地の 1 (カサーレ青梅末広町)
河 辺 地 区	河辺町 1 丁目 8 3 7 番地の 1 (コンファレー河辺シャインテラス) 河辺町 4 丁目 2 1 番地の 1 0 (日神パレスステージ河辺南) 河辺町 5 丁目 1 8 番地の 4 (サンクレイドル河辺) 河辺町 9 丁目 7 番地の 6 (アンビシャスアベニュー河辺) 河辺町 1 0 丁目 4 番地の 2 (サニーヴィラージュ河辺) 河辺町 1 0 丁目 8 番地の 5 (スカイガーデンタワー)
千ヶ瀬地区	千ヶ瀬町 4 丁目 3 0 7 番地の 1 (サンクレア)

備考 上記の場所は、青梅市環境部清掃リサイクル課の窓口において地図を備え、閲覧に供するものとする。

持ち去り禁止

この資源物は、青梅市が回収するために排出したものです。

青梅市が指定した者以外の者は、収集したり運搬しないでください。

青梅市告示第106号

令和6年4月1日付け青梅市告示第66号で告示した青梅市一般廃棄物処理計画について、市外に搬出処理される事業系一般廃棄物に追加が生じたことから、青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例（平成5年条例第15号。以下「条例」という。）第28条第2項の規定にもとづき次のとおり告示する。

令和6年7月1日

青梅市長 大勢待 利 明

1 施行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 施行区域 青梅市全域

3 一般廃棄物の排出予定 (単位：トン)

区 分	排 出 予 定 量
燃 や す ご み	25,260
燃 や さ な い ご み	941
容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み	1,498
粗 大 ご み	1,298
せ ん 定 枝	454
有 害 ご み (乾電池、蛍光管、スプレー缶、ライター)	91
ペ ッ ト ボ ト ル	488
ビ ン	623
カ ン	289
陶 磁 器	165
ガ ラ ス	50
新 聞	649
雑 誌 ・ 雑 紙	1,169

ダンボール・紙パック	813	
繊維	589	
かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト	18	
廃食用油	2	
小型家電	3	
し尿および	し尿	915
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥	1,936
動物の死体	729 (体)	
市外に搬出処理される事業系一般廃棄物	949	

4 一般廃棄物処理予定

(1) 収集運搬計画

(単位：トン)

区分	処理	予定量
燃やすごみ	25,260	
燃やさないごみ	941	
容器包装プラスチックごみ	1,498	
粗大ごみ	1,298	
せん定枝	454	
有害ごみ (乾電池、蛍光管、スプレー缶、ライター)	93	
ペットボトル	488	
ビン	623	
カン	289	
陶磁器	190	
ガラス	70	
新聞	649	
雑誌・雑紙	1,169	
ダンボール・紙パック	813	
繊維	589	
かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト	18	
廃食用油	2	
小型家電	3	
し尿および	し尿	915

浄化槽汚泥	浄化槽汚泥	1,936
動物の死体		729(体)
市外に搬出処理される事業系一般廃棄物		949
市外から搬入処理する事業系一般廃棄物		100

備考 処理予定量については、年間の予定量とした。

(2) 中間処理および処分計画

ア 燃やすごみ

(ア) 処理施設

- a 施設名 西多摩衛生組合
- b 所在地 東京都羽村市羽4235番地
- c 形式 全連続燃焼式流動床炉
- d 能力 480トン/日(160トン/日×3炉)
- e 組織団体 青梅市、福生市、羽村市および瑞穂町

(イ) 廃棄物搬入者および搬入予定量 (単位：トン)

廃棄物搬入者	搬入予定量
委託業者	20,071
自己搬入	5,189
合計	25,260

(ウ) 残さ予定量および処分方法

- a 残さ(残灰等) 予定量 2,147トン
- b 処分方法 東京たま広域資源循環組合が設置した最終処分場でエコセメント化

(エ) 御岳山については、青梅市設置(3か所4台)の生ごみ処理機にて地元自治会に管理委託し処理

- a 総処理量 16トン
- b 機種 乾燥式 MS-N120G型
- c 能力 約200キログラム/日

イ 燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみおよび粗大ごみ

(ア) 処理施設

- a 施設名 青梅市リサイクルセンター
- b 所在地 東京都青梅市新町6丁目9番地の1
- c 能力 48.82トン/日

(イ) 廃棄物搬入者および搬入予定量 (単位：トン)

廃棄物搬入者	搬入予定量
直営および委託業者	2,727
一般廃棄物収集・運搬許可業者	12
粗大ごみ持込み	998
合計	3,737

(ウ) その他

選別処理後のプラスチック容器包装類は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に定められた方法により処理する。

粗大ごみの中で再生可能なものは、シルバー人材センターリサイクル事業所において再生および販売する。

ウ せん定枝

粗大ごみおよび直接持込みとして回収 454トン

エ 有害ごみ

(ア) 廃棄物搬入者および搬入予定量 (単位：トン)

廃棄物搬入者	搬入予定量
委託業者	88
直接持込み	3
合計	91

(イ) 処理方法（委託）

a 乾電池

施設名 野村興産株式会社 イトムカ鋳業所

所在地 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1

b 蛍光管

施設名 野村興産株式会社 イトムカ鋳業所

所在地 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1

c スプレー缶

施設名 長沼商事株式会社

所在地 埼玉県所沢市林一丁目306番地の7

d ライター

施設名 長沼商事株式会社

所在地 埼玉県所沢市林一丁目306番地の7

e 陶磁器

施設名 ガラスリソーシング株式会社

所在地 千葉県銚子市春日町740番地の1

f ガラス

施設名 ガラスリソーシング株式会社

所在地 千葉県銚子市春日町740番地の1

オ ペットボトル

資源物として回収 488トン

ペットボトルは、容器包装リサイクル法に定められた方法により処理する。

カ ビン、カン、陶磁器、ガラス、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パック、繊維、かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト、廃食用油および小型家電

資源物として回収 4,370トン

ビンについては、容器包装リサイクル法に定められた方法により処理する。小型家電については、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に定められた方法により処理する。

キ し尿

処理施設

(ア) 施設名 青梅市し尿処理場

(イ) 所在地 東京都青梅市黒沢1丁目697番地

(ウ) 処理方法 高負荷膜分離処理

(エ) 能力 18キロリットル／日

(オ) 搬入団体 青梅市、福生市、羽村市および瑞穂町

ク 動物の死体

処理施設

(ア) 施設名 青梅市火葬場内動物炉

- (イ) 所在地 東京都青梅市長淵5丁目743番地
 (ウ) 形式 5号廃棄物焼却炉 富士式動物火葬炉
 直上再燃焼室付台車式 FBN00W1
 (エ) 能力 53キログラム/時間
 (オ) 処理方法 占有者または管理者が自らの責任で行うもののほか、
 火葬により処分する。

ケ 市外に搬出処理される事業系一般廃棄物 (単位：トン)

処理施設名	所在地	一般廃棄物の種類	搬出予定量
オリックス 資源循環 (株) 寄居 工場	埼玉県大里郡寄居町大字 三ヶ山313番地	木くず、紙 くず、動物 性残さ、脱 水汚泥、し 渣	297
オリックス 資源循環 (株) 寄居 バイオガス プラント	埼玉県大里郡寄居町大字 西ノ入3050番地23		
バイオエナ ジー(株)	東京都大田区城南島3丁 目4番4号	食品廃棄物	10
(株) Jバ イオフード リサイクル	神奈川県横浜市鶴見区末 広町2丁目1番5	厨芥	4
(株) アイ ル・クリー ンテック	埼玉県大里郡寄居町大字 三ヶ山字大谷328番地	給食残さ	179
(株) アク ト・エア総 合リサイク ルセンター	神奈川県愛甲郡愛川町角 田3667番地	厨芥、紙く ず	99
よりいコン ポスト(株)	埼玉県大里郡寄居町大字 三ヶ山字大谷352番地	脱水汚泥	73

(株) エコ ワスプラン ト	東京都西多摩郡日の出町 平井34番地1	木くず	5
ニューエナ ジーふじみ 野(株)	埼玉県ふじみ野市駒林 1033番地1	食品廃棄物	42
(株) 西東 京リサイク ルセンター	東京都羽村市緑ヶ丘3丁 目3番地3	食品廃棄物	182
比留間運送 (株) 伊奈 平工場	東京都武蔵村山市伊奈平 3丁目25番地の5	厨芥、木く ず、紙くず	58

コ 市外から搬入処理する事業系一般廃棄物 (単位：トン)

処理施設名	所在地	一般廃棄物 の種類	搬出予定量
青南建設 (株) 青梅 工場	東京都青梅市新町6丁目 8番地の7	木くず	100

5 分別収集する一般廃棄物の種類、収集方法等

区分		対象	収集方法	収集回数 (地区別の収集日程は、別表第1のとおり)	備考
燃 や す み	一般家庭	全世界帯	(1) 戸別収集を原則とする。ただし、備考(1)に掲げる地域等においては、集積場所から収集する。 (2) 前号の収集方法にかかる排出方法および排出場所は、備考(2)のとおりとする。	土曜日および日曜日を除き週2回収集	届出は、必要としない。御岳山は週1回収集する。
	事業者	排出量が日量45リットル以下の事業者	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き週2回収集	御岳山は、週1回収集する。
		排出量が日量45リットルを超える事業者	収集対象外		

燃 や さ な い ご み	一般家庭	全世帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月1回収集	届出は、必要としない。
	事業者	排出量が日量45リットル以下の事業者	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月1回収集	御岳山は、月1回収集する。
		排出量が日量45リットルを超える事業者	収集対象外		一般廃棄物管理票により、自らまたは他に委託してリサイクルセンターに搬入する。
容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み	一般家庭	全世帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月3回～4回収集	届出は、必要としない。
	事業者	排出量が日量45リットル以下の事業者	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月3回～4回収集	御岳山は、月3回～4回収集する。
		排出量が日量45リットルを超える事業者	収集対象外		

粗大ごみ	全世帯	電話予約による戸別収集またはリサイクルセンターへの直接搬入	随時	
せん定枝	全世帯	電話予約による戸別収集またはリサイクルセンターへの直接搬入	随時	ごみ減量、資源の有効利用を図る。
有害ごみ 乾電池 蛍光管 スプレー 缶 ライター	一般家庭	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ、または、リサイクルセンターへの直接搬入	土曜日および日曜日を除き週1回収集	
	事業者	全事業者	収集対象外	乾電池、蛍光管は、一般廃棄物管理票により、自らまたは他に委託してリサイクルセンターに搬入する。
ペットボトル	全世帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き週1回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。

ビ ン	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月に2回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
カ ン	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月に2回～3回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
陶 磁 器	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ、または、リサイクルセンターへの直接搬入	土曜日および日曜日を除き月に2回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
ガ ラ ス	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ、または、リサイクルセンターへの直接搬入	土曜日および日曜日を除き月に2回～3回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
新 聞 雑 誌 ・ 雑 紙 ダンボール・ 紙 パ ッ ク 織 維 かばん・靴・ぬ いぐるみ・ベ ル ト	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月1回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。

廃食用油	全世帯	リサイクルセンターへの直接搬入	随時	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。	
小型家電	全世帯	拠点回収 市役所、各市民センター、リサイクルセンター、住友金属鉱山アリーナ青梅（総合体育館）に設置した回収ボックスから回収する。	随時	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。	
し 尿	占有者（一般加入者）	市長に届出をしたもの	バキューム車による戸別収集	原則として20日に1回	山間部等で収集不可能な地域は、収集対象から除外する。
	特殊占有者（大口加入者）	市長に届出をしたもの	バキューム車による戸別収集	原則として30日に1回	浄化槽（放流式）は、収集対象から除外する。
動物の死体	全世帯	占有者または管理者が自らの責任で行うもののほか、申込みが認められる場合や路上等発生場所で市が収集する。	随時	飼い主のいる場合は、市で手続後、指定の場所へ持ち込む。ただし、火葬炉に入るものに限る。	

市外に搬出処理される事業系一般廃棄物		収 集 対 象 外		
--------------------	--	-----------	--	--

備考

- (1) 集積場所における収集を行う地域等
- ア 地形的に戸別収集が困難な地域
 - イ 共同住宅、長屋、寄宿舍等2戸以上が集合する建築物（市長が居住者等と協議の上、戸別収集が可能と確認した建築物を除く。以下「共同住宅等」という。）
 - ウ 条例第62条第1項に規定する大規模建築物（以下「大規模建築物」という。）
- (2) 戸別収集（粗大ごみ、せん定枝およびし尿を除く。）および集積場所による収集にかかる排出方法および排出場所
- ア 排出方法

区 分	排 出 方 法
燃 や す ご み 燃 や さ な い ご み 容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み	市の指定収集袋に入れて排出する。
有 害 ご み	透明または半透明の袋に入れて排出する。
ペ ッ ト ボ ト ル ビ ン ・ カ ン 陶 磁 器 ・ ガ ラ ス	バケツ、箱等の容器に入れて排出する。割れたガラスは透明または半透明の袋に入れてから、バケツ、箱などの容器に入れて排出する。
新 聞 雑 誌 ・ 雑 紙 ダンボール・紙パック	ひもで束ねて、または紙袋に入れて排出する。
織 維 か ば ん ・ 靴 ・ ぬ い ぐ る み ・ ベ ル ト	透明または半透明の袋に入れて排出する。

状況によっては、別記様式による文書を見やすい位置に添える方法等により、市が収集するものである旨を明示するものとする。

イ 排出場所

収 集 方 法		排 出 場 所
戸 別 収 集		民有地と公道との境界付近における民有地側の部分
集 積 場 所 にお ける 収 集	地形的に戸別収集が困難な地域	該当居住者が協議の上位置を定め、市長が収集可能と確認した場所（別表第2のとおり）
	共同住宅等	当該共同住宅等の敷地である民有地と公道との境界付近の民有地側の部分で、市長と該当共同住宅等の居住者等が協議の上、市長が収集可能と確認した場所
	大規模建築物	青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例（平成16年条例第38号）第21条の規定により市長と締結した協定の内容にもとづき、条例第62条第1項に規定する建設者が設置した同項に規定する廃棄物の保管場所等（別表第3のとおり）

- (3) 条例第30条および第30条の3に規定する所定の場所は、前記(2)イの排出場所とする。
- (4) 天候の異変その他やむを得ない理由がある場合は、収集回数等を変更することがある。
- (5) 一般廃棄物の処理を市長に届出し、または申請したものであっても、条例第10条の規定にもとづき、当該一般廃棄物を自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、市長の指示する方法に従わなければならない。
- (6) 市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内の量のものとし、市長が必要に応じて指示する。
- (7) 適正処理困難物については、市では収集しない。
- (8) 一般家庭については、市長が認めた施設を含む。

6 条例第30条の3に規定する特定資源物

条例第30条の3に規定する特定資源物は、ペットボトル、ビン、カン、陶磁器、ガラス、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パック、繊維およびかばん・靴・ぬいぐるみ・ベルトとする。

7 条例第30条の3に規定する市長が指定する者

条例第30条の3に規定する市長が指定する者は、市から同条に規定する特定資源物の収集または運搬を受託した者とする。

8 一般廃棄物の収集・運搬方式

処 理 の 区 分	収 集 ・ 運 搬 方 式	
燃 や す ご み	委 託	
燃 や さ な い ご み		
容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み		
粗 大 ご み	直 営	
せ ん 定 枝	委 託	
有 害 ご み (乾電池、蛍光管、スプレー缶、ライター)	委 託	
ペ ッ ト ボ ト ル		
ビ ン		
カ ン		
陶 磁 器		
ガ ラ ス		
新 聞		
雑 誌 ・ 雑 紙		
ダ ン ボ ー ル ・ 紙 パ ッ ク		
繊 維		
か ば ん ・ 靴 ・ ぬ い ぐ る み ・ ベ ル ト		
廃 食 用 油		直 営
小 型 家 電	直 営	
し 尿	し 尿	委 託
	浄 化 槽	許 可
動 物 の 死 体	直 営 委 託	

別表第1（第5項関係）

1 燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみ、有害ごみ、資源物（ビン・カン・ペットボトル・陶磁器・ガラス）の収集日

地区名	該 当 地 区	区 分	収 集 曜 日
青 梅 地 区	勝沼1～3丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
	西分町1～3丁目	燃やさないごみ	毎月第1水曜日
	住江町	容器包装プラスチックごみ	毎月第2週目以降の水曜日
	本仲町	有害ごみ	毎週水曜日
	上森下町	資源物（ペットボトル）	毎週水曜日
	裏宿町	資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5週の水曜日
	天ヶ瀬町	資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の水曜日
	滝ノ上町 大柳町 日向和田1～3丁目	資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の水曜日
長 淵 地 区	駒木町1～3丁目 長淵1～9丁目 友田町1～5丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第1火曜日
		容器包装プラスチックごみ	毎月第2週目以降の火曜日
		有害ごみ	毎週火曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週火曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5週の火曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の火曜日

長 淵 地 区	千ヶ瀬町 1～6 丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 水曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第 2 週目以 降の水曜日
		有害ごみ	毎週水曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週水曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の水曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週の 水曜日
大 門 地 区	吹 上 野上町 1～4 丁目 大門 1～3 丁目 塩 船 谷 野 木野下 1・2 丁目 今寺 1～5 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 月曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第 2 週目以 降の月曜日
		有害ごみ	毎週月曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週月曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の月曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週の 月曜日
梅 郷 地 区	畑中 1～3 丁目 和田町 1・2 丁目 梅郷 1～6 丁目 柚木町 1～3 丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 火曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第 2 週目以 降の火曜日
		有害ごみ	毎週火曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週火曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の火曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週の 火曜日

沢 井 地 区	二俣尾 1 ~ 5 丁目 沢井 1 ~ 3 丁目 御岳本町 御岳 1・2 丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第1火曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の火曜日
		有害ごみ	毎週火曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週火曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の火曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週 の火曜日
御 岳 山 地 区	御岳山	燃やすごみ	毎週金曜日
		燃やさないごみ	毎月第1金曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の金曜日
		有害ごみ	毎週金曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週金曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の金曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週 の金曜日
小 曾 木 地 区	富岡 1 ~ 3 丁目 小曾木 1 ~ 5 丁目 黒沢 1 ~ 3 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第1水曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の水曜日
		有害ごみ	毎週水曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週水曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の水曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週 の水曜日

成 木 地 区	成木 1 ~ 8 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第1金曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の金曜日
		有害ごみ	毎週金曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週金曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の金曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週 の金曜日
東 青 梅 地 区	東青梅 1 ~ 6 丁目 根ヶ布 1・2 丁目 師岡町 1 ~ 4 丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第1金曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の金曜日
		有害ごみ	毎週金曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週金曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の金曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週 の金曜日
新 町 地 区	新町 1 ~ 9 丁目 末広町 1・2 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第1木曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の木曜日
		有害ごみ	毎週木曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週木曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の木曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週 の木曜日

河 辺 地 区	河辺町 1 ～ 10 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 木曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第 2 週目以 降の木曜日
		有害ごみ	毎週木曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週木曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の木曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週 の木曜日
今 井 地 区	藤橋 1 ～ 3 丁目 今井 1 ～ 5 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 月曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第 2 週目以 降の月曜日
		有害ごみ	毎週月曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週月曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の月曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週 の月曜日

2 新聞、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パック、繊維およびかばん・靴・ぬいぐるみ・ベルトの収集日

地 区 名	区 分	収 集 曜 日
御岳山地区を除く全地区	新聞	毎月第1水曜日
	雑誌・雑紙	毎月第2水曜日
	ダンボール・紙パック	毎月第3水曜日
	繊維、かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト	毎月第4水曜日
御 岳 山 地 区	新聞	毎月第1金曜日
	雑誌・雑紙	毎月第2金曜日
	ダンボール・紙パック	毎月第3金曜日
	繊維、かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト	毎月第4金曜日

3 前記1および2に規定する収集日において当該収集日程にかかる一般廃棄物を排出しようとする者は、午前8時までこれを排出しなければならない。

別表第2（第5項関係）

地形的に戸別収集が困難な地域における集積場所として市長が収集可能と確認した場所

地区名	集積場所
青梅地区	勝沼2丁目345番地、387番地 裏宿町733番地 天ヶ瀬町1070番地 日向和田2丁目930番地
長淵地区	駒木町1丁目732番地 友田町2丁目677番地、728番地
大門地区	吹上250番地の3 木野下2丁目281番地
小曾木地区	黒沢2丁目985番地の1
成木地区	成木7丁目668番地
東青梅地区	根ヶ布1丁目687番地

備考 上記の場所は、青梅市環境部清掃リサイクル課の窓口において地図を備え、閲覧に供するものとする。

別表第3（第5項関係）

大規模建築物における保管場所等一覧表

地区名	所在地（名称）
青梅地区	住江町4番地の8（日神パレステージ青梅住江町） 住江町6番地（パテラスクエア青梅） 本町117番地の6（クレアメゾン青梅）
大門地区	大門3丁目4番地の1（モダンインプレス） 野上町2丁目17番地の1（レオパレスエスペランサ野上） 野上町3丁目26番地の5（フォレストフィールドのがみ） 野上町4丁目4番地の6（コスモス） 野上町4丁目5番地の4（グランツ河辺野上町） 野上町4丁目6番地の1（グランティアレ） 野上町4丁目14番地の3（レーヴステージ河辺） 今寺4丁目13番地の7（エスポワール） 今寺5丁目10番地の8（アンジュ東原Ⅰ・Ⅱ）
東青梅地区	東青梅3丁目11番地の10（アイディーコート東青梅） 東青梅4丁目12番地の3（レオパレスプラシード） 東青梅4丁目13番地の8（東青梅4丁目アパート） 東青梅4丁目20番地の3（アンブルールフェールグラ ンドキャスケード） 東青梅5丁目8番地の1（アンビシャス河辺） 東青梅5丁目13番地の1（クリオ河辺） 東青梅5丁目15番地の12（クレイノドミール青梅） 東青梅5丁目16番地の4（レオパレスことぶき）
新町地区	新町1丁目8番地の2（青梅学園） 新町1丁目25番地の14（センチュリー青梅新町） 新町3丁目3番地の5（サンクレイドル小作） 新町3丁目49番地の1（レクセル小作パークス） 新町5丁目37番地の19（レオパレスフラックス） 新町6丁目16番地の2の一部（DPL青梅）

	新町 8 丁目 6 番地の 2 5 (クレーレ小作) 新町 9 丁目 2 0 1 6 番地の 1 2 (ヴェレーナ青梅新町) 末広町 2 丁目 8 番地の 1 (カサーレ青梅末広町)
河 辺 地 区	河辺町 1 丁目 8 3 7 番地の 1 (コンファレー河辺シャインテラス) 河辺町 4 丁目 2 1 番地の 1 0 (日神パレスステージ河辺南) 河辺町 5 丁目 1 8 番地の 4 (サンクレイドル河辺) 河辺町 9 丁目 7 番地の 6 (アンビシャスアベニュー河辺) 河辺町 1 0 丁目 4 番地の 2 (サニーヴィラージュ河辺) 河辺町 1 0 丁目 8 番地の 5 (スカイガーデンタワー)
千ヶ瀬地区	千ヶ瀬町 4 丁目 3 0 7 番地の 1 (サンクレア)

備考 上記の場所は、青梅市環境部清掃リサイクル課の窓口において地図を備え、閲覧に供するものとする。

持ち去り禁止

この資源物は、青梅市が回収するために排出したものです。

青梅市が指定した者以外の者は、収集したり運搬しないでください。